

個 情 第 7 5 4 号  
保 発 0 3 3 1 第 6 号  
令 和 8 年 3 月 3 1 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

個人情報保護委員会事務局長  
( 公 印 省 略 )  
厚生労働省保険局長  
( 公 印 省 略 )

国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのための  
ガイダンスの一部改正について (通知)

国民健康保険組合における個人情報の適正な取扱いを支援するために、「国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」(平成29年4月14日付け個情第540号・保発0414第16号個人情報保護委員会事務局長・厚生労働省保険局長通知別添。以下「ガイダンス」という。)を作成し、その周知を図っているところです。

今般、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(令和8年政令第68号)が令和8年4月1日から施行され、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)及び個人情報の保護に関する法律施行規則(平成28年個人情報保護委員会規則第3号)の一部が改正されることに伴い、ガイダンスについて、令和8年4月1日付けで別添1のとおり一部改正を行い、別添2のとおりとするため、貴職におかれましては、貴管内の国民健康保険組合に対する周知等よろしくお取り計らい願います。

保 発 0331 第 7 号  
令 和 8 年 3 月 31 日

各地方厚生（支）局長 殿

厚 生 労 働 省 保 険 局 長  
（ 公 印 省 略 ）

国民健康保険組合における個人情報の適切な  
取扱いのためのガイダンスの一部改正について（通知）

標記について、都道府県知事あてに通知したので、国民健康保険組合の指導に当たり、  
遺漏なきよう配慮されたい。